

参考配布

平成 27 年 8 月 31 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5324、5335)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令

標記について、京都労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、京都労働局が配布した資料です。



京 都 労 働 局 発 表
平 成 2 7 年 8 月 3 1 日 (月)

担 当	職業安定部需給調整事業課 課 長 補 佐 加藤孝昭 主任需給調整指導官 三木啓司 電話075-241-3225
--------	--

労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から、
抵触日通知を受けずに、故意に労働者派遣契約を締結していた
一般労働者派遣事業主に対する行政処分について
～一般労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業改善命令について～

京都労働局（局長：森川善樹）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第26条第6項、同法第34条第1項第3号、第35条の2第1項及び第2項に違反する一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分一般派遣元事業主

名 称	ベルサンテスタッフ株式会社
代表者の職氏名	代表取締役 中野 栄造
事業主所在地	大阪府大阪市淀川区東三国五丁目15番14号
許可に関する事項	許可番号 般27-301880 許可年月日 平成24年9月1日

第2 処分の内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり）

第3 処分理由

ベルサンテスタッフ株式会社は、大阪府大阪市淀川区東三国五丁目15番14号に本社を置き、厚生労働大臣から平成24年9月1日に許可を得て、同日から一般労働者派遣事業を営む事業主であるが、

平成24年9月1日から平成27年5月31日までの間、労働者派遣法第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務(以下「いわゆる自由化業務」という。)について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から、同法第26条第6項の規定による通知がないにも関わらず、法の趣旨を十分に理解しながらも、当該者との間で、故意に労働者派遣契約を締結し、少なくとも延べ8,542人日に上る労働者派遣を行い、そのうち少なくとも、延べ5,766人日に上り、派遣可能期間の制限(原則1年)を超えて労働者派遣の役務の提供を行った

平成24年9月1日から平成27年5月31日までの間に、いわゆる自由化業務に労働者派遣をする場合において、当該業務に従事する派遣労働者に対し、同法第34条第1項第3号に規定する抵触日を、少なくとも延べ2,337人の派遣労働者に対して明示しなかった

平成24年9月1日から平成27年5月31日までの間に、同法第35条の2第2項に規定する抵触日以降継続して労働者派遣を行わない旨を、少なくとも派遣先60件に対して通知しなかった

ものであり、このことは、同法第26条第6項、同法第34条第1項第3号、第35条の2第1項及び第2項に違反する。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

ベルサンテスタッフ株式会社における労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施し、当該事業運営の改善を行うこと。

- (1) 当該処分の理由に係る原因の究明
- (2) 前記(1)に対応した再発防止策の策定
- (3) 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る責任体制の明確化

(4) 従業員の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の理解及び遵守の徹底

なお、前記(3)及び(4)の法令の遵守に当たり、労働者派遣事業が労働者派遣法等に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図ることを前提に、速やかに是正すること。

また、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

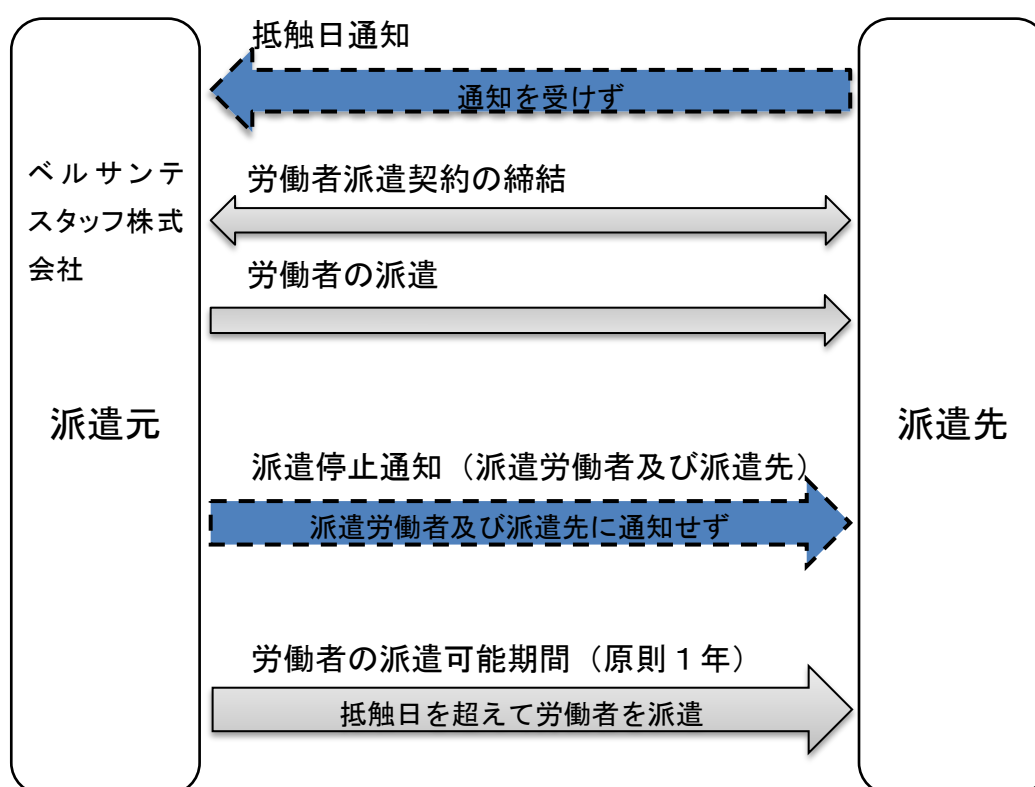
- ① 労働者派遣法第26条第6項
- ② 労働者派遣法第34条第1項第3号
- ③ 労働者派遣法第35条の2第1項
- ④ 労働者派遣法第35条の2第2項

(5) 内部管理体制（人的構成と体制の構築等）の再構築・整備

事案の概要図

ベルサンテスタッフ株式会社は、労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から抵触日通知を受けずに、労働者派遣契約を締結していました。

この抵触日とは、派遣受入期間の制限に抵触する最初の日のことをいいます。例えば、平成26年4月1日から労働者が派遣された場合は、平成27年4月1日が抵触日となります。



注 派遣受入期間について

派遣労働者の受入れには、原則1年間の期間制限があり、派遣受入期間の制限に抵触する最初の日を抵触日といいます。

参 考

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和60年法律第88号)(抄)

(契約の内容等)

第26条

第1項～第5項 (略)

第6項

派遣元事業主は、第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

第7項 (略)

(就業条件等の明示)

第34条

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

第1項第1号～第2号 (略)

第1項第3号

第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(労働者派遣の期間)

第35条の2

第1項

派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の2第1項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。

第2項

派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日の一月前の日から当該抵触することとなる最初の日の前日までの間に、厚生労働省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければならない。

(指導及び助言等)

第48条

第1項

厚生労働大臣は、この法律（前章第四節の規定を除く。第49条の3第1項、第50条及び第51条第1項において同じ。）の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

第2項～第3項（略）

(改善命令等)

第49条

第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第2項（略）

(権限の委任)

第56条

第1項

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第2項（略）

○ 同法施行規則（抄）

(権限の委任)

第55条

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一～三（略）

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

五～七（略）